

東大阪市公告第 1 2 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条第 1 項の規定により、一般競争入札の方法により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 1 3 日

東大阪市長 野 田 義 和

一般競争入札に付す案件

別紙のとおり

制限付き一般競争入札実施要領

1 入札に付する事項

- (1) 件名 東大阪市斎場・墓地の在り方審議会に係る基礎資料作成支援業務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託場所 東大阪市役所本庁舎（東大阪市荒本北一丁目1番1号）
- (5) 入札金額 年間委託料（税込）
- (6) 仕様書等 健康部斎場管理室斎場管理課ウェブサイトへ掲載します。

2 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号
東大阪市役所 8階 健康部斎場管理室斎場管理課
- (2) 日時 令和8年7月13日（月）午後3時00分

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 令和6・7・8年度東大阪市入札参加有資格者名簿（物品・役務）又は令和8・9・10年度東大阪市入札参加有資格者名簿（測量・コンサルタント業務）に登録されていること。
- (2) 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

4 スケジュール

項目	日程	手続の方法	詳細
質疑受付	令和8年7月13日（月）から令和8年7月21日（火）正午まで	斎場管理課へメール	5 を参照
現地見学	令和8年7月14日（火）及び令和8年7月15日（水）の2日間、各日午前9時00分から午後5時00分まで	事前申込不要	6 を参照
入札参加資格審査申請	令和8年7月13日（月）から令和8年7月24日（金）正午まで	斎場管理課へ持参（郵送可）	7 を参照
入札参加の辞退	令和8年7月31日（金）入札開始まで	電話にて斎場管理課に連絡及び後日辞退届を提出	7 を参照
入札及び開札	令和8年7月31日（金）午後2時00分	第1入札室	8 を参照

5 質疑受付について

入札参加を希望する者が質疑を行う場合は、入札参加者名を特定できる内容を記載しないうえで、質疑書（ウェブサイトからダウンロードすることができる。）により斎場管理課までメール（saijo@city.higashiosaka.lg.jp）にて令和8年7月21日（火）正午までに提出してください。提出後、斎場管理課に電話にて到達確認の連絡をしてください。

なお、質疑に対する回答については、令和8年7月22日（水）までに斎場管理課ウェブサイトにおいて掲載します。

6 現地見学について ※必須ではありません。

ア 東大阪市立斎場6か所（長瀬、小阪、楠根、岩田、額田、荒本）

イ 市営墓地6か所（長瀬、小阪、楠根、吉田、額田、今米）

（2）参加者 各団体につき2名までとします。

（3）留意事項

ア 職員は立ち合いを行いません。自由に見学いただけますが、公平性の観点から現地での質疑についてはお答えすることができません。質疑がある場合は、質疑受付期間内に質疑書の提出をお願いします。

イ 施設内の駐車場は利用できません。公共交通機関又はコインパーキングをご利用ください。

7 入札参加資格審査申請に関する事項

（1）入札参加資格審査申請の必要書類について

入札参加を希望する者は、次の書類を提出し、入札参加の資格審査を受けなければならない。
※各様式は、ウェブサイトよりダウンロードしてください。

番号	書類の名称	様式
1	入札参加申請書	様式1
2	誓約書	様式2
3	入札参加確認通知書	様式3
4	受付票	様式4
5	760円分の切手を貼った長3号封筒（速達の簡易書留）	入札参加確認通知書の返信用封筒に使用しますので、宛名を記入しておいてください。

（2）入札参加資格審査申請の場所及び日時

ア 申請場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市役所 8階 健康部斎場管理室斎場管理課

イ 申請期間 令和8年7月13日（月）（公告揭示後）から令和8年7月24日（金）正午まで

ウ 提出方法

【持参する場合】

申請期間（土曜日・日曜日及び国民の祝日を除く）内に斎場管理課に持参してください。

受付時間は午前9時から正午まで、午後0時45分から午後5時30分まで。

※ただし、最終日は正午まで

【郵送する場合】

発送記録が確認できる方法で期限内必着にて提出し、斎場管理課に電話にて到達確認の連絡をしてください。

(3) 入札参加資格の審査及び通知

入札参加資格審査申請に係る提出書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和8年7月27日(月)までに通知します。

(4) 入札参加資格を認めなかった理由の説明に関する事項

ア 入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を認められなかった者は、その理由について説明を求めることができます。

イ アの説明を求める場合は、令和8年7月28日(火)までに斎場管理課まで書面を持参又は郵送で提出すること。なお、郵送の場合は、発送記録が確認できる方法で期限内必着にて提出し、斎場管理課に電話にて到達確認の連絡をしてください。

ウ 説明の求めがあった時は、令和8年7月30日(木)までに書面により回答します。

(5) 入札参加の辞退

入札参加資格審査申請の書類を提出後、入札の参加を辞退する場合は、令和8年7月31日(金)入札開始までに電話にて斎場管理課に連絡の上、入札辞退届を提出してください。

※様式は、ウェブサイトよりダウンロードしてください。

8 入札及び開札の場所及び日時等

(1) 場所 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市役所 別館2階 第1入札室

(2) 日時 令和8年7月31日(金)午後2時00分(時間厳守)

(3) 開札は、入札直後同室で入札者立会の下で行います。

9 入札に参加することができない者

(1) 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止となったもの。

(2) 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外となったもの。

(3) 入札参加資格審査申請期間に申請しなかったもの。

(4) 入札に参加することが適正でないと決定されたもの。

10 入札保証金に関する事項

東大阪市財務規則第96条第2号の規定により免除します。

11 入札の無効に関する事項

東大阪市財務規則第102条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

12 入札の方法

(1) 入札に遅刻し、又は無断で欠席した場合は、無効とします。

(2) 入札書に記載する金額は、消費税を含んだ合計金額を、算用数字を用いて記入し、金額の冒

頭には必ず〒マークを記入してください。

- (3) 入札者は、入札済みの入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(入札書は、入札室に用意してある入札箱に投函してください。)

- (4) 入札用紙は必ず交付した規定の用紙に限ります。

(件名、金額及び日付の間違い、訂正、追記及び挿入並びに押印洩れ等は、無効となるので注意してください。)

- (5) 代理人により届出されている使用印鑑以外の印鑑を用いて入札される場合は、入札時、委任状を提出する必要があります。委任状には次に掲げる事項を記載し、届出されている使用印鑑及び入札時に代理人が使用する印鑑を押印してください(届出されている印鑑を入札書に押印される場合、委任状は不要です。)

①入札日及び件名

②届出の商号又は名称及び所在地

③代表者又は受任者(支店等で届出されている場合)の職及び氏名

④代理人の氏名

1 3 落札者決定方法

- (1) 落札者の決定は本市予定価格以内の最低額をもって入札した者としてします。

- (2) 予定価格内での入札が無い時は、直ちに再度の入札を行います。再度の入札の回数は2回とし、その結果落札者がいない場合は、入札は取りやめとします。

- (3) 落札となるべき同価格の入札者が2者以上の場合は、クジにより落札者を決定します。

1 4 契約事項

- (1) 落札決定後、東大阪市財務規則第111条の規定により契約書を作成します。

- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の3に相当する額以上とする(1円未満の金額は、1円に切り上げ)。

ただし、以下に該当する場合は、契約保証金を免除とします。

①東大阪市財務規則第117条第1号の規定により履行保証保険に加入する場合。

②東大阪市財務規則第134条の規定により契約保証金に代わる担保となる有価証券等を提供する場合。

③契約金額が500万円未満の場合。

1 5 その他

- (1) 地方自治法、同法施行令その他関係法令に則ること。

- (2) 東大阪市財務規則を遵守すること。

- (3) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。

①親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)の関係にある者

②親会社を同じくする子会社同士の者

③一方の会社の役員(監査役は含まない。以下同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

④一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第

2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

16 問合せ先

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市健康部斎場管理室斎場管理課 TEL 06-4309-3192

メールアドレス saijo@city.higashiosaka.lg.jp

斎場管理課ウェブサイトアドレス

https://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/12-9-0-0-0_1.html

入札仕様書

1. 件名

東大阪市斎場・墓地の在り方審議会に係る基礎資料作成支援業務

2. 業務内容

別紙「東大阪市斎場・墓地の在り方審議会に係る基礎資料作成支援業務仕様書」のとおり

3. 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4. 委託場所

東大阪市役所本庁舎

5. 入札金額

年間委託料（税込）

6. 落札方法

本市予定価格以内の最低額とする。

7. 契約保証金

以下に該当する場合は、契約保証金を免除する。

① 東大阪市財務規則第 117 条第 1 号の規定により、本市を被保険者とする履行保証保険契約（保険金額は契約金額の 100 分の 3 に相当する額以上）を保険会社との間に締結し、当該保険証書が提出されたとき。

② 東大阪市財務規則第 134 条の規定により契約保証金に代わる担保となる有価証券等を提供されたとき。

③ 契約金額が 500 万円未満の場合。

8. 支払方法

業務完了後、請求書を受理した日から 30 日以内に支払う。

9. その他

本業務の履行にあたっては、関係法令を遵守することはもちろんのこと、人権に配慮した対応に努めること。

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号

東大阪市 健康部 斎場管理室 斎場管理課
担 当：金井・平尾

T E L：06-4309-3192

E-mail：saijo@city.higashiosaka.lg.jp

東大阪市斎場・墓地の在り方審議会に係る 基礎資料作成支援業務仕様書

1. 件名

東大阪市斎場・墓地の在り方審議会に係る基礎資料作成支援業務

2. 実施場所

東大阪市役所本庁舎

3. 業務スケジュール

日程	審議会	業務内容
令和8年6月頃	第1回審議会	
令和8年7月頃		
令和8年8月頃	第2回審議会	初回打ち合わせ
令和8年9月頃		審議会事前打合せ
令和8年10月頃		
令和8年11月頃	第3回審議会	
令和8年12月頃		審議会事前打合せ
令和9年1月頃		
令和9年2月頃	第4回審議会	
令和9年3月頃		最終打合せ

※審議会の開催日程や開催回数は、会議の進捗状況によって変更になる。
※打合せは、原則4回東大阪市役所本庁舎において対面で実施する。また、必要に応じて、追加の打合せを実施する。

4. 業務内容

(1) 墓地に関する調査・分析

①市立斎場 5 か所に係る墓地としての跡地活用の方向性検討

東大阪市斎場整備基本構想（改訂版）の趣旨を理解し、新斎場完成後における既存 5 斎場について、利用可能範囲・利用条件等を調査し、跡地活用方法の提案及び付随する問題点の解消方法を提示すること。なお、跡地活用にあたっては、法令等を遵守するとともに、市民ニーズ等を反映したものとなるよう十分に精査すること。また、跡地活用の選択肢として、少子高齢化や核家族化といった社会構造の変化に着目しつつ、市民の墓地に対する意識を汲み取ることで、市民満足度の高い墓地運営を進めることができるよう、従来からある個別に区画された一般的な形態のお墓ではなく、新たな墓地形態について調査し、その実現可能性を勘案したうえで提案すること。

②審議会の資料作成に係る調査・分析

発注者が第 3 回及び第 4 回までの審議会に係る配布資料を作成するにあたり、受注者は審議会及び打合せの内容を十分に理解し、必要な情報を調査・分析すること。なお、他市町村の事例や、その他の参考となる事例があれば積極的に情報提供すること。

(2) 報告書の作成

すべての審議会が終了した後、令和 8 年度の取りまとめ報告書を作成すること。なお、報告書作成に必要な審議会資料や議事録については、発注者から受注者に提供することとする。

(3) 打合せ

第 3 回及び第 4 回審議会の前後に、調査内容、資料内容、その他必要な事項について協議するため、発注者と打合せを行うこと。

5. その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ決定する。